

# 平成 27 年 8 月 記者懇談会

日時 平成 27 年 8 月 25 日 (火)

午後 1 時

場所 政策会議室

## 1 市長あいさつ

## 2 市政記者クラブからの質問事項

(幹事社 東愛知)

(1) 住民投票結果を受けた、新庁舎建設計画見直しの進捗状況について (毎日新聞)

(2) 新庁舎問題について、階数、予算面などで求める会と折り合いがつかない場合、市側はどのように対応されるのでしょうか。求める会は、市の計画見直し案が納得できない場合、市長か市議会にリコールを行うことも辞さずという声もあります。どのように対応されるのでしょうか。(読売新聞)

## 3 市からの発表事項

(1) 平成 27 年新城市議会 9 月定例会提出議案について (行政課)

(2) 新城市合併市制 10 周年記念式典の開催について (秘書広報課)

(3) 新城市合併市制 10 周年記念事業「ご当地ナンバープレート」の交付について (税務課)

## 4 その他

資料提供

(1) 庁舎建設事業に係る情報提供等について (契約検査課)

(2) 平成 26 年度決算状況 (決算カード) について (財政課)

(3) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定の締結について (環境課)

## 5 行事予定表

次回開催日 9 月 28 日 (月) 午後 1 時 30 分

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	27	年	8	月	25	日
担当課・室・グループ名	行政課					
担当者職・氏名	課長	鈴木 勇人				
連絡先(電話)	0536	23-7611				
連絡先(FAX)	0536	23-2002				
連絡先(Eメール)	<a href="mailto:gyousei@city.shinshiro.lg.jp">gyousei@city.shinshiro.lg.jp</a>					

件名 平成27年新城市議会 9月定例会提出議案

内容 新城市議会 9月定例会提出議案については、別添のとおりです。

平成27年新城市議会9月定例会資料（平成27年8月25日）

○報告を行うもの 7件（報告第6号～報告第12号）

○条例に関するもの 6件（第126号議案～第131号議案）

○予算に関するもの 4件（第132号議案～第135号議案）

○決算に関するもの 33件（第136号議案～第168号議案）

○財産の処分に関するもの 1件（第169号議案）

○人事に関するもの 3件（第170号議案～第172号議案）

○その他 7件（第173号議案～第179号議案）

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 8月25日	
担当課・室	企画部 秘書広報課	
担当職・氏名	課長	金田明浩
連絡先(電話)	(0536) 23-7618	
連絡先(FAX)	(0536) 23-7296	
連絡先(Eメール)	hisho@city.shinshiro.lg.jp	

件名	合併市制10周年記念式典の開催について
----	---------------------

## 内容

本市は、平成17年10月1日に旧新城市・旧鳳来町・旧作手村が合併してから、今年で10周年の節目の年を迎えます。

この記念すべき年を市民の皆様と一緒に祝うため、下記の日程で「合併市制10周年記念式典」を開催いたします。

市政記者クラブ会員の皆様には、8月21日付けでご案内させていただきましたので、ご臨席賜りますようお願いいたします。

## 記

1. 日時 平成27年10月3日(土) 午前10時から午前11時40分まで(予定)
2. 場所 新城文化会館 大ホール (新城市字下川1番地1)
3. プログラム

### 【第1部】

- (1) 開式
- (2) 先人に対する黙とう
- (3) 市長式辞
- (4) 市議会議長あいさつ
- (5) 表彰状授与、感謝状贈呈
  - ・新城市功労者表彰 公益功労表彰 2名と1団体  
市政功労表彰 1名
  - ・新城市教育委員会表彰 13名
  - ・新城市感謝状贈呈 1名と3団体
- (6) 来賓祝辞
- (7) 新城市民憲章唱和
- (8) 新城教育憲章唱和
- (9) 閉式

### 【第2部】

アトラクション(新城市学校吹奏楽連絡協議会)

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 8月25日	
担当課・室	総務部税務課	
担当職・氏名	課長	松下 誠
連絡先(電話)	(0536) 23-7679	
連絡先(FAX)	(0536) 23-2002	
(メールアドレス)	zeimu@city.shinshiro.lg.jp	

件名	新城市合併市制10周年記念事業「ご当地ナンバープレート」の交付について
----	-------------------------------------

## 内容

新城市では合併市制10周年を記念して、原動機付自転車のナンバープレートに桜渚県立自然公園をデザインした「ご当地ナンバープレート(原動機付自転車課税標識)」を10月1日(木)から希望者へ交付します。

デザインは、本年4月1日から1か月間、一般公募を実施し、その結果市内外より総数71点の応募がありました。その中より「市制施行10周年記念事業等検討委員会」の委員6名による選考審査を行い、特に優れた上位4点の作品を6月1日から1か月間、市民による一般投票により決定しました。投票総数299票(本庁171票、鳳来83票、作手45票)の内、128票の得票数を得た、大阪市生野区在住の塩崎榮一(しおぎきえいいち)氏の作品を採用することとなりました。

デザインは、「桜の名所」、「三河の嵐山」として知られる桜渚県立自然公園をモチーフとした作品に仕上がっており、自然豊かな鮮やかさと親しみの持てる表現が多くの方に共感を得られたものと考えます。

### 1. 対象車種、発行枚数

原動機付自転車

- ・総排気量50cc以下(白色) 400枚
- ・総排気量90cc以下(黄色) 50枚
- ・総排気量125cc以下(桃色) 50枚 合計500枚

### 2. 交付窓口 税務課(市役所本庁舎1階)

※鳳来・作手各総合支所については10月5日(月)から交付予定

### 3. 手数料 無料

※紛失、破損の場合は再交付手数料150円がかかる場合があります。

### 4. 申請時に必要なもの

- ・新規登録、名義変更

所有者・使用者・届出者の印鑑、販売証明書または譲渡証明書。届出者の本人確認ができる書面(運転免許証等)。名義変更の場合、旧ナンバープレートまたは廃車証明書も必要となります。

## 報道機関発表資料

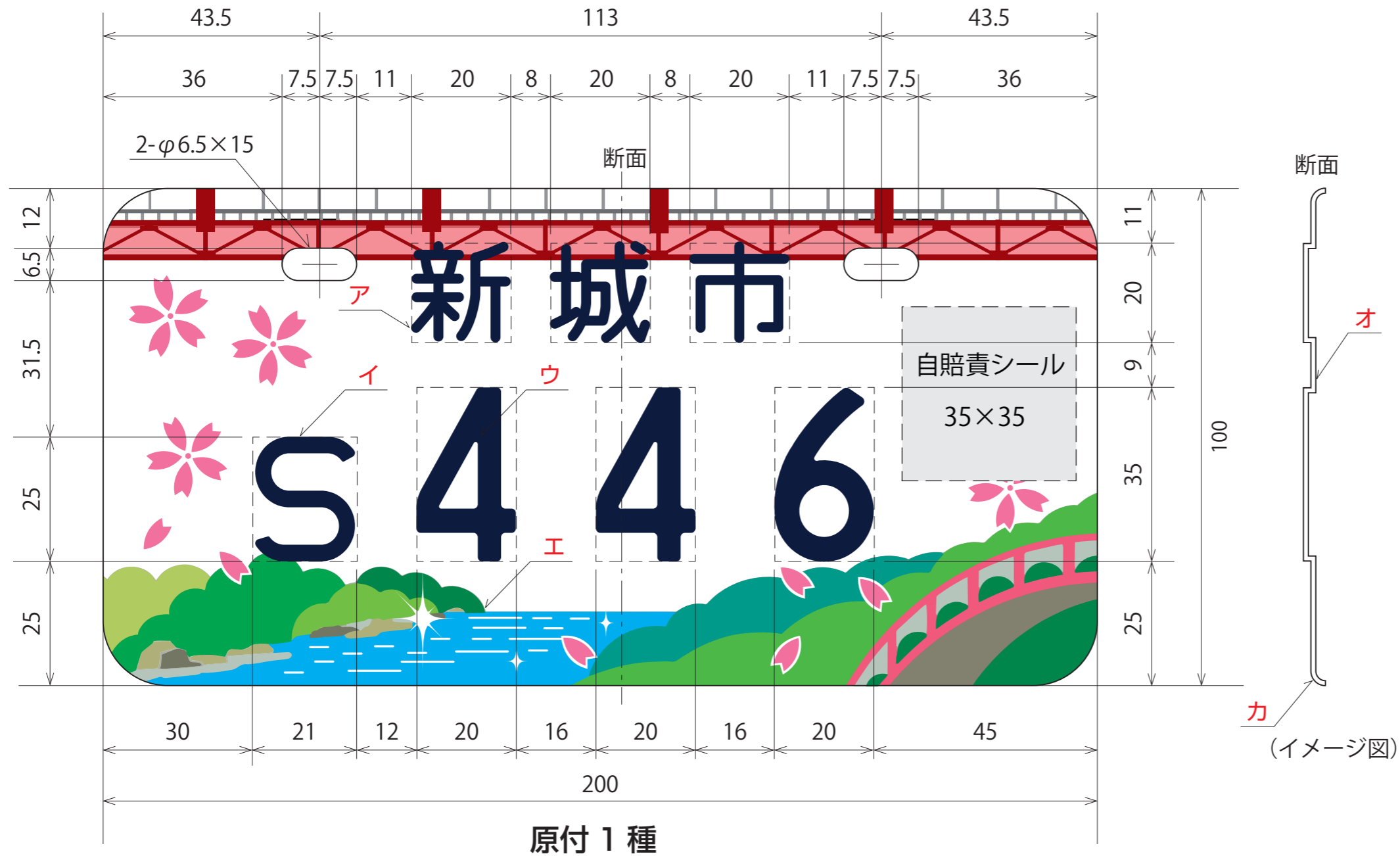
- ・ナンバープレートの交換

印鑑、旧ナンバープレート、標識交付証明書

### 5. 注意事項

- ・ご当地ナンバープレートは新規登録や名義変更時に従来のナンバープレートとの選択ができ、すでに交付を受けている車両でも交換は可能です。
- ・従来のナンバープレートと同様に、受付順に交付し、希望番号は選べません。
- ・交付番号は1番からとなります。交付日初日のみ午前8時30分に申請者が2名以上いる場合は抽選となります。

# 原動機付自転車等標識番号 仕様図



仕様 単位：mm

記号	名称	適用
ア	新城市	縦20×横20 凸型 濃紺色
イ	記号	縦25×横21 凸型 濃紺色
ウ	3桁数字	縦35×横20 凸型 濃紺色
エ	背景	デジタル印刷
オ	材料	カラーアルミ t1.0
カ	縁形状	絞り型

## デジタル印刷（背景）

配色	背景
M70%	桜
M80% Y30%	公園内の橋
C21% M7% Y19% K10%	公園内の橋
Y20% K60%	公園内の橋
M100% Y100% K40%	橋 1
M70% Y40% K15%	橋 2
M55% Y25%	橋 3
K70%	橋 4
K50%	橋 5
C100% M100% Y100% K100%	橋 6
C35% M5% Y80%	木 1
C60% Y100%	木 2
C70% Y100%	木 3
C100% Y100%	木 4
C100% M30% Y100%	木 5
C92% M14% Y55%	木 6
C100%	水
C30% M20% Y60% K5%	岩 1
C24% M14% Y37% K50%	岩 2
C21% M7% Y19% K10%	砂浜

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 8月25日	
担当課・室	契約検査課	
担当職・氏名	課長	片瀬雅好
連絡先(電話)	(0536) 23-7614	
連絡先(FAX)	(0536) 23-8388	
連絡先(Eメール)	keiyakukensa@city.shinshiro.lg.jp	

件名	庁舎建設事業に係る情報提供等について
----	--------------------

庁舎建設事業に関する最新の情報につきまして、下記のとおり報告させていただきます。

## 記

- 敷地条件と配置パターンについて  
別紙「敷地条件と配置パターン」を参照下さい
- 新庁舎敷地への乗入に関する新城警察署との事前相談について
- 基本設計見直し作業期間の延伸について
  - 基本設計見直し作業：10月末 12月末頃
  - 市民説明会開催時期：11月末 1月末頃但し、消費税10%の経過措置期限でありますH28年9月30日までには、工事請負契約締結が出来るよう努力を続けてまいります。

以上



# 敷地条件と配置パターン

共通留意事項： 面積については、配置、機能、レイアウト等の検討による積上げではない。（市の見直し方針を記載）  
 乗入位置 a（現体育館信号交差点乗入）の利用については、交差点改良が必要なので愛知県公安委員会との協議が必要  
 乗入位置 b（現本庁舎乗入）の利用については、国土交通大臣の認定が必要  
 乗入位置 c（市道東新町桜淵線からの乗入）

A スイッチバック案		B スイッチバック+トンネル接続案		C 乗入閉鎖案		D 乗入閉鎖+トンネル接続案	
乗り入れ	体育館前交差点から、新庁舎敷地へ直接乗入 大型車の誤進入対応はスイッチバック方式	体育館前交差点から、新庁舎敷地へ直接乗入 大型車の誤進入対応はスイッチバック方式 現本庁舎敷地との往来はトンネルにより可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	体育館前交差点からの乗り入れを閉鎖 新庁舎敷地への直接乗り入れはできない	体育館前交差点からの乗り入れを閉鎖 現本庁舎敷地との往来はトンネルにより可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	体育館前交差点からの乗り入れを閉鎖 現本庁舎敷地との往来はトンネルにより可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	体育館前交差点からの乗り入れを閉鎖 現本庁舎敷地との往来はトンネルにより可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	体育館前交差点からの乗り入れを閉鎖 現本庁舎敷地との往来はトンネルにより可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ
車寄せ	新庁舎への車寄せ設置が可能	新庁舎への車寄せ設置が可能	新庁舎への車寄せ設置は不可能	新庁舎への車寄せ設置は不可能	新庁舎への車寄せ設置は、トンネル利用により可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	新庁舎への車寄せ設置は、トンネル利用により可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	新庁舎への車寄せ設置は、トンネル利用により可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ
おもいやり 駐車場	新庁舎に隣接して設置可能	新庁舎に隣接して設置可能	おもいやり駐車場は、現本庁舎敷地へ設置	おもいやり駐車場は、現本庁舎敷地へ設置	新庁舎に隣接したおもいやり駐車場設置は、 トンネル利用により可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	新庁舎に隣接したおもいやり駐車場設置は、 トンネル利用により可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ	新庁舎に隣接したおもいやり駐車場設置は、 トンネル利用により可能 但し、乗用車等（高さ2.3m程度）のみ
想定階数	4 F	4 F	3 F	3 F	4 F	4 F	4 F
面積	7,000㎡以下	7,000㎡以下	7,000㎡以下	7,000㎡以下	7,000㎡以下	7,000㎡以下	7,000㎡以下
留意事項 特徴 その他	スイッチバック案は、敷地内の安全 確認が必要	スイッチバック案は、敷地内の安全 確認が必要 新庁舎敷地と現本庁舎敷地をつなぐ地下トンネルは、 実現性について関係機関との協議中	スイッチバックスペースが不要であることから、1 Fの 建築面積を大きく確保できる。 Cパターンで、新庁舎敷地へ思いやり駐車場を設置する 場合、乗り入れは市道東新町桜淵線からとなる。 しかし、市道東新町桜淵線と市道入船線との出入につ いては、現計画で市が判断していた危険性の認識と同様、 警察も危険性が高いとの認識の他、円滑な交通の妨げに なるとの懸念を示されている。 おもいやり駐車場の利用者は、障害者、高齢者等である ことも含め、安全性と利便性等を総合的に判断すると、 市として、新庁舎敷地へ思いやり駐車場の設置は避ける べきと考える。	スイッチバックスペースは不要であるが、地下トンネル へのアプローチスペースが必要であることから、C案の 建築面積は確保できないが、A・B案に比べて若干北側 へ広げられる可能性があり、1 F床面積を1700㎡+ 確保できる可能性がある。 新庁舎敷地と現本庁舎敷地をつなぐ地下トンネルは、 実現性について関係機関との協議中			

# 報道機関発表資料

(新 城 市)

提出日	平成 27 年 8 月 25 日
担当課・室・グループ名	総務部 財政課
担当者職・氏名	課長 建部 圭一
連絡先(電話)	0536 23-7616
連絡先(FAX)	0536 23-8388

件名	平成 26 年度決算状況 (決算カード) について
----	---------------------------

(内容)

○ 「平成 26 年度決算状況 (決算カード)」は、平成 26 年度決算統計の集計結果に基づき、歳入・歳出決算額及び各種財政指標等の状況について 1 枚に取りまとめたものです。

なお、この決算状況は普通会計で作成したものです。(普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営事業会計(上水道・下水道等の公営企業会計及び、国民健康保険事業特別会計等)以外の会計(地域下水道事業特別会計)を統合して一つの会計としてまとめたものです。)

- ・ 実質公債費比率…7.7%→7.0% (△0.7%)
- ・ 将来負担比率…38.2%→30.7% (△7.5%)
- ・ 積立金現在高…7,135,840 千円→6,985,395 千円 (△150,445 千円)
- ・ 地方債現在高…22,572,827 千円→22,442,500 千円 (△130,327 千円)
- ・ 経常一般財源総額…13,966,921 千円→14,081,975 千円 (+115,054 千円)
- ・ 経常収支比率…89.3%→89.8% (+0.5%)

(特徴)

1 歳入…23,548,391 千円 前年度比+951,784 千円 (+4.2%)

○ 増額要因

- ・ 繰入金…前年度比+386,980 千円 (+348.0%)
- ・ 地方債…前年度比+677,300 千円 (+38.6%)
- ・ 地方税…前年度比+106,346 千円 (+1.4%)

○ 減額要因

- ・ 国庫支出金…前年度比△148,129 千円 (△7.6%)
- ・ 地方譲与税…前年度比△14,310 千円 (△4.8%)

2 歳出…22,170,363 千円 前年度比+635,787 千円 (+3.0%)

○ 増額要因

- ・ 芳ヶ入住宅建替事業+369,057 千円、道の駅整備事業+137,526 千円、消防車両整備事業+102,246 千円、臨時福祉給付金+95,485 千円、子育て世帯臨時特例給付金+55,050 千円

○ 減額要因

- ・ 財政調整基金積立△243,180 千円、減債基金積立△99,484 千円

## 【用語の解説】

- 標準財政規模・・・標準的に収入が見込まれる地方税、地方交付税をはじめとした一般財源の規模を示す指標。地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値で、財政分析や財政運営の指標算出のためなどに広く利用される。
- 実質赤字比率・・・一般会計や一部の特別会計（普通会計）について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）を標準財政規模で除したもの。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字比率・・・企業会計を含めた全ての会計の赤字額と黒字額を合算し、地方公共団体全体としての歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模で除したもの。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 実質公債費比率・・・一般会計等の支出のうち、公債費（市債の償還金）や公債費に準じた経費をその団体の標準財政規模を基本とした額で除したものの3ヵ年間の平均値。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}$$

(3ヵ年平均)

- 将来負担比率・・・市債残高をはじめ、一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債額（将来負担額）を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準財政規模を基本とした額で除したもの。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 経常収支比率・・・地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを示す指標。

平成 ( 26 ) 年度

決算状況

市町村名		新城市		コード番号		232211		市町村類型		I-O								
所在地		愛知県新城市字東入船6番地1				(26)年度交付税種地区区分		種地 I-2										
区分		人口		面積		人口密度		人口集中地区人口		産業構造								
国調	22年 (22年10月1日)		49,864人		499.00km <sup>2</sup>		99.9人/km <sup>2</sup>		9,975人		区分		第1次		第2次		第3次	
	17年 (17年10月1日)		52,178人		499.00km <sup>2</sup>		104.6人/km <sup>2</sup>		10,243人		就業人口	22年国調	2,217人		10,196人		13,067人	
	増加率		△4.4%		0.0%		△4.5%		△2.6%				8.7%		40%		51.3%	
住民基本台帳	(27). 3. 31		48,951人		40.10.1以降の合併状況		H17.10.1合併新城市、鳳来町、作手村		17年国調		2,875人		10,731人		13,966人			
	[26]. 3. 31		49,475人		市町村制施行年月日		平成17年10月1日		10.4%		38.9%		50.7%					
区分		平成[25]年度		平成(26)年度		区分		指数等		指定団体等の状況								
1 歳入総額		A 22,596,607千円		23,548,391千円		基準財政需要額		10,585,001千円		中 (都市開発) 部 旧工特 市町村圏 山振 過疎 指数表選定 土地開発公社 設立の有・無 設立年月日 昭和48年11月30日 債務保証額 千円 4,000,000 事務の共同 処理の状況 交通災害 後期高齢者医療								
2 歳出総額		B 21,534,576千円		22,170,363千円		基準財政収入額		6,580,978千円										
3 歳入歳出差引額 A-B		C 1,062,031千円		1,378,028千円		標準税収入額等		8,454,501千円										
4 翌年度へ繰り越すべき財源		D 183,050千円		125,516千円		標準財政規模		14,742,089千円										
5 実質収支 C-D		E ア 878,981千円		イ 1,252,512千円		財政力指数 ( )内は単年度		0.61 (0.62)										
6 単年度収支		F △162,118千円		イ-ア 373,531千円		実質収支比率		8.5%										
7 積立金 (財調)		G 245,733千円		2,553千円		公債費比率		6.5%										
8 繰上償還金		H 180,000千円		12,299千円		積立金現在高 (財調、減債基金、特定目的基金)		6,985,395千円										
9 積立金取崩額 (財調)		I 0千円		244,702千円		地方債現在高		22,442,500千円										
10 実質単年度収支 F+G+H-I		J 263,615千円		143,681千円		債務負担行為額		109,090千円										
健全化判断比率	実質赤字比率		-		-		収益事業収入額		0千円									
	連結実質赤字比率		-		-		土地開発基金		600,000千円									
	実質公債費比率 ( )内は単年度		7.7 (7.1)		7.0 (6.5)													
	将来負担比率		38.2		30.7		特別職等											
区分		職員数 A (H26.4.1現在)		給料月額 B (H26.4.1現在)		1人当り支給月額 B/A		区分		改定実施年月日		1人当り平均給料(報酬)月額						
( )は一般行政職一般職員		(282)人 608		(89,905)千円 180,313		(318,812)円 296,567		市長		H17.10.1		925,000円						
うち技能労務職		27		7,500		277,778		副市長		H17.10.1		775,000						
うち消防職員		140		37,289		266,350		教育長		H17.10.1		680,000						
教育公務員		12		3,928		327,333		議会議長		H17.10.1		489,000						
臨時職員		0		0		0		議会副議長		H17.10.1		409,000						
合計		620		184,241		297,163		議会議員		H17.10.1		372,000 (18人)						
公営事業の状況	事業名		法適用の有無		収支額		普通会計からの繰入額		職員数		区分		国保会計					
	上水道		有		△269,719千円		14,281千円		9人		収支額		376,624千円					
	工業用水道		有		1,492		0		1		普通会計からの繰入額		298,716千円					
	簡易水道		無		6,871		292,654		9		加入世帯数		7,019世帯					
	病院		一部有		△893,575		995,000		222		被保険者数		12,112人					
	国民健康保険		無		376,624		298,716		9		一世帯当り保険税調定額		204,404円					
	国民健康保険診療所		無		4,149		37,712		10		被保険者一人当り保険税調定額		118,454円					
	介護保険		無		67,508		662,854		11		被保険者一人当り費用		320,850円					
	介護保険サービス		無		0		7,720		0									
	公共下水道		無		4,222		183,500		6									
	農業集落排水		無		1,040		130,300		2									
	宅地造成		無		163		1,100		0									
後期高齢者医療		無		15,255		613,313		4										

(注) (26)は調査年度 [25]は調査前年度 ((27))は調査次年度を記入。

市町村名		新城市			類型	I-O	指定金融機関名	㈱三菱東京UFJ銀行新城支店								
歳入					性質別歳出											
区分	決算額	構成比	経常一般財源K	Kの構成比	区分	決算額	構成比	一般財源	経常一般財源	経常収支比率						
	千円	%	千円	%		千円	%	千円	千円	%						
地方税	7,597,344	32.3	7,326,071	52.0	人件費	4,913,831	22.2	4,340,052	3,993,616	26.7						
地方譲与税	281,909	1.2	281,909	2.0	うち職員給	3,325,745	15.0	2,794,562	2,649,690	17.7						
利子割交付金	16,869	0.1	16,869	0.1	扶助費	2,786,174	12.6	1,082,895	1,082,362	7.2						
配当割交付金	52,859	0.2	52,859	0.4	公債費	2,808,140	12.7	2,752,137	2,739,838	18.3						
株式等譲渡所得割交付金	34,174	0.1	34,174	0.2	内訳	元利償還金	2,808,140	12.7	2,752,137	2,739,838	18.3					
地方消費税交付金	589,848	2.5	589,848	4.2		一時借入金利子	0	0.0	0	0	0.0					
ゴルフ場利用税交付金	81,425	0.4	81,425	0.6	小計	10,508,145	47.5	8,175,084	7,815,816	52.2						
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	3,104,478	14.0	2,375,729	2,061,103	13.8						
軽油・自動車取得税交付金	70,948	0.3	70,948	0.5	維持補修費	152,061	0.7	131,036	128,562	0.9						
地方特例交付金等	20,495	0.1	20,495	0.1	補助費等	1,733,055	7.8	1,422,827	1,262,065	8.4						
地方交付税	5,832,974	24.8	5,180,364	36.8	積立金	217,747	1.0	200,155	0	0.0						
	普通交付税	5,180,364	22.0	5,180,364	36.8	投資及び出資金・貸付金	458,378	2.0	449,278	355,000	2.4					
	特別交付税	652,072	2.8	0	0.0	繰出金	2,254,095	10.2	2,016,752	1,830,455	12.2					
震災復興特別交付税	538	0.0	0	0.0	前年度繰上充用金	0	0.0	0	0	0.0						
小計	14,578,845	62.0	13,654,962	96.9												
交通安全対策特別交付金	8,802	0.0	8,802	0.1	投資的経費	3,742,404	16.8	1,423,163		経常収支比率						
分担金及び負担金	458,911	2.0	4,119	0.0	うち人件費	145,697	0.7	145,697		89.8%						
使用料	360,349	1.5	30,237	0.2	内訳	普通建設事業費	3,672,301	16.5	1,399,113		減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率					
手数料	115,410	0.5	0	0.0		補助	910,129	4.1	48,714		95.5%					
国庫支出金	1,790,517	7.6	0	0.0		単独	2,754,150	12.4	1,350,277		経常経費充当一般財源					
国有提供施設等交付金	0	0.0	0	0.0		県営事業負担金	8,022	0.0	122		13,453,001千円					
県支出金	1,389,156	5.9	0	0.0		同級他団体	0	0.0	0		一般財源総額					
財産収入	149,519	0.6	22,659	0.2		災害復旧事業費	70,103	0.3	24,050		17,572,052千円					
寄附金	7,913	0.0	0	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0		ラスパイレス指数						
繰入金	498,192	2.1	0	0.0						H26.4.1現在 97.7						
繰越金	1,062,031	4.5	0	0.0												
諸収入	698,346	3.0	361,196	2.6												
地方債	2,430,400	10.3	0	0.0												
合計	23,548,391	100.0	14,081,975	100.0	合計	22,170,363	100.0	16,194,024								
市町村民税						目的別歳出										
区分	決算額	構成比	増減率	基準100 × — 税額75	超過課税分 収入済額	区分	決算額	構成比	一般財源							
	千円	%	%	千円	千円		千円	%	千円							
普通税	7,306,129	96.2	1.4	7,483,431	0	議会費	206,618	0.9	206,618							
内	市町村	個人分	2,360,363	31.1	△1.9	2,586,392	0	総務費	3,202,494	14.4	2,092,597					
	民税	法人分	797,676	10.5	14.8	820,727	0	民生費	5,963,526	26.9	3,695,274					
内	固定資産税		3,730,390	49.1	1.7	3,662,140	0	衛生費	2,819,391	12.7	2,608,898					
	軽自動車税		122,453	1.6	1.5	121,747	0	労働費	82,430	0.4	81,013					
	市町村たばこ税		295,247	3.9	△6.0	292,425	0	農林水産業費	1,093,792	4.9	624,625					
	鉱産税		0	0.0	0.0	0	0	商工費	718,719	3.2	659,471					
	特別土地保有税		0	0.0	0.0	0	0	土木費	2,165,852	9.8	901,124					
	法定外普通税		0	0.0	0.0	0	0	消防費	1,461,152	6.6	1,150,420					
内	目的税		291,215	3.8	1.2	0	0	教育費	1,578,146	7.2	1,397,797					
	入湯税		19,942	0.2	△8.7	0	0	災害復旧費	70,103	0.3	24,050					
内	事業所税		0	0.0	0.0	0	0	公債費	2,808,140	12.7	2,752,137					
	都市計画税		271,273	3.6	2.0	0	0	諸支出金	0	0.0	0					
	水利地益税等		0	0.0	0.0	0	0	前年度繰上充用金	0	0.0	0					
旧法による税		0	0.0	0.0	0	0										
合計	7,597,344	100.0	1.4	7,483,431	0	合計	22,170,363	100.0	16,194,024							
適用税率の状況						徴収率	区分	現年課税分	滞納繰越分	合計						
市町村民税	個人	均等割	3,500円	市町村民税	法人分		(1号) 50,000円	(4号) 150,000円	市町村民税	99.0%	25.9%	96.2%				
			標準税率に 対する比率 1.00				(2号) 120,000円	(5号) 160,000円					純固定資産税	98.9	16.6	95.0
							(3号) 130,000円	(6号) 400,000円								
		所得割	法人税割	9.7 / 100	(7号) 410,000円		合計(税全体)	99.0	20.2	95.7						
				固定資産税	1.40 / 100	(8号) 1,750,000円					(9号) 3,000,000円					

# 報道機関発表資料

(新城市)

提出日	平成27年 8月25日	
担当課・室	環境課	
担当職・氏名	課長	山本光昭
連絡先(電話)	(0536) 23-7629	
連絡先(FAX)	(0536) 22-0554	
(メールアドレス)	kankyou@city.shinshiro.lg.jp	

件名	災害時における廃棄物の処理等に関する協定の締結について
----	-----------------------------

## 内容

大規模な地震災害や水害、土砂災害等が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生します。それら災害廃棄物の処理主体は市町村であり、迅速かつ適正に処理できるよう備えておかなければなりません。大量に生じた災害廃棄物の処理に十分に対応出来ない事態が想定されます。

環境省の災害廃棄物対策指針(平成26年3月)においても、過去の災害廃棄物処理事例等から、産業廃棄物処理事業者団体等の民間事業者の役割が大きいため、平常時に支援協定を締結することを検討するよう要請されているところです。

また一般社団法人愛知県産業廃棄物協会においても、産業廃棄物業界としての社会的使命を果たすため、県内全市町村との協定締結に向け前向きに取り組まれています。

そのため、災害廃棄物の処理、支援活動について、新城市と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会は、防災の日の平成27年9月1日付けで「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結する予定です。

尚、調印式は行いません。

# 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書（案）

新 城 市

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会

## 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

新城市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生した時（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、新城市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

### （協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、乙に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所



- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に新城市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 新城市字東入船6番地1

新城市

代表者 新城市長 穂積亮次

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永井良一

様式第1号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会  
会長 様

新城市長

印

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当：新城市 部 課 電話 )

様式第 2 号

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

新城市長 様

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

会長 ㊟

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第 5 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物処 理に従事した 要員、車両及び 資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

(担当者 役職： 氏名： 電話 )

平成27年9月

## 新 城 市 長 日 程 予 定 表

新城市

作成現在日：平成27年8月25日

日	曜日	時 間	行 事	場 所		
1	火	10 : 00	市議会定例会本会議第1日	新城	東庁舎	議場
2	水	14 : 45	平成27年度新東名高速道路建設促進協議会促進大会	東京	JA共済ビル	
		16 : 30	新東名高速道路建設促進協議会要望活動	東京	国交省等	
3	木	9 : 30	部長会議	新城	本庁舎	政策会議室
4	金	9 : 00	新規採用試験個人面接	新城	勤労青少年ホーム	研修室B
5	土	13 : 00	棚田サミット開催10周年記念シンポジウム	鳳来	連谷小学校	体育館
6	日	: 00				
7	月	10 : 00	市議会定例会本会議第2日	新城	東庁舎	議場
8	火	10 : 00	市議会定例会本会議第3日	新城	東庁舎	議場
9	水	10 : 00	市議会定例会本会議第4日	新城	東庁舎	議場
		19 : 30	新城市地域産業総合振興条例審議委員会より条例案答申受納	新城	本庁舎	政策会議室
10	木	9 : 00	敬老週間における高齢者訪問	新城	市内	
		12 : 00	五日会	新城	本庁舎	政策会議室
11	金	9 : 00	敬老週間における高齢者訪問	新城	市内	
		13 : 30	予算決算委員会	新城	東庁舎	議場
12	土	: 00				
13	日	: 00				
14	月	11 : 30	養護老人ホーム寿楽荘敬老会	新城	寿楽荘	
15	火	9 : 00	予算決算委員会	新城	東庁舎	議場
16	水	: 00				
17	木	16 : 00	代表区長会議	新城	本庁舎	政策会議室
18	金	10 : 00	市議会定例会本会議第5日	新城	東庁舎	議場
19	土	: 00				
20	日	18 : 30	浜松・東三河フェニックス激励会	豊橋	ホテルアーグリッシュ豊橋	5階ザグレイス
21	月	: 00	【敬老の日】			
22	火	: 00	【国民の休日】			
23	水	: 00	【秋分の日】			
24	木	9 : 00	市政経営会議	新城	本庁舎	市長室
		12 : 00	三役会	新城	本庁舎	市長室
		19 : 30	新城地域協議会より建議書受納 地域意見交換会	新城	勤労青少年ホーム	軽運動場
25	金	10 : 00	新城市交通安全標語幕贈呈式	新城	消防防災センター	
26	土	14 : 00	地域ケアシステム講演会	新城	文化会館小ホール	
27	日	8 : 30	東郷地区住民運動会	新城	東郷中学校	運動場
28	月	9 : 00	議員への定例報告会	新城	東庁舎	委員会室
		13 : 30	記者懇談会	新城	本庁舎	政策会議室
		19 : 00	鳳来北西部地域協議会	鳳来	玖老勢コミュニティプラザ	
		19 : 30	鳳来北西部地域意見交換会	鳳来	玖老勢コミュニティプラザ	
29	火	: 00	在庁			
30	水	: 00	在庁			